国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会開催要領

第1目的

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により、国の地方公共団体に対する関与等のあり方が抜本的に見直され、第三者機関による係争処理手続等も整備された。

しかしながら、国の是正の要求・指示に対し、地方公共団体がこれに応じず、かつ、審査の申出も行わない場合には、係争処理手続等が活用されず、問題が解決されないまま継続するという課題が残されてきたところであり、現実にそのような事態が生じている。

こうした課題を解決するため、公正で透明な国・地方間の係争 処理のあり方等について、調査研究を行うことを目的とする。

第2 構成

研究会は別紙のメンバーをもって構成する。

第3 座長

- (1) 座長はメンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を総理する。
- (3) 座長に事故がある場合には、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

第4 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に研究会への出席を求めその意見を聞くことができる。

第5 その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。

(別紙)

国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会 メンバー名簿

青山 正明 弁護士·桐蔭横浜大学法科大学院客員教授

斎藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授

塩野 宏 東京大学名誉教授

高橋 和之 明治大学法科大学院教授

牧原 出 東北大学大学院法学研究科教授

山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科法務専攻教授

渡邊 顯 弁護士

※ メンバーは50音順